

中央労基協 Report

令和7年12月

中央労働基準監督署からのお知らせ

令和7年度 年末年始無災害運動を実施します！

運動標語：「年末」感謝の総点検「年始」も笑顔で 無事故の発進

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようという趣旨で、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で55回目を迎えます。皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を笑顔で迎えられるよう、「安全最優先」の考え方を基本に、安全・健康への思いを新たにし、本年度の年末年始無災害運動を展開しましょう！

実施期間：令和7年12月1日から令和8年1月15日まで

事業場の「年末年始に実施する事項」及び「年末年始に実施状況を確認する事項」（抜粋）：

- ・経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ・安全衛生パトロールの実施
- ・KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ・転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ・火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ・職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進 等



冬季の安全運転



感謝の総点検



転倒に注意！



※実施要領等詳しくは、中央労働災害防止協会ホームページをご確認ください。

発行所//公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部

発行人//古賀睦之

編集人//古川内和好

〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です。

12月はハラスメント撲滅月間です！

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、12月10日(水)13:30から、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

今回は、カスタマーハラスメントの防止措置が義務化されることを踏まえ、①改正法の説明、②業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取組事例、③カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを予定しています。

【申し込みURL：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>】



事業主の皆さんへ（全企業が対象です）

公布日：令和7年6月11日

令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、
カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

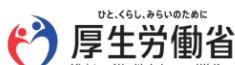
求職者等に対するセクハラ対策の義務化

- いわゆる「就活セクハラ」
- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 H P

検索



東京労働局雇用環境・均等部（室）



建設業の事業主の皆さんへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

- 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。（裏面＜参考＞を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（＊）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（＊）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。

※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。

- ② 適用単位（事業場）は、原則、当該建設事業場（事業主）の事務所所在地となります。

※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。

- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。

- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出席等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷（疾病含む）**した場合は**事務所等労災の保険関係**で**労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合（又は行う見込みがある場合）で、まだ手續がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手續ができます。
- 未手續中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができます。
- 成立手續又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

<参考>

有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務
(注)を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)

(注)なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は除く)

- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはなし)を他の業務の合間にを利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。)

*以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

▶ 労働保険の年度更新では、

- ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
- イ 特定の工事現場に付隨しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
- ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

▶ 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

労災保険給付に関するQ&A

Q1 被災労働者は、建築現場において作業中、建設資材が倒れてきて右腓骨を不完全骨折し、直ちに医療機関に受診し湿布処置を受けたが、副木固定は必要がないとして、していなかった。

その後、被災労働者は、歩行に不安があったため、松葉杖を購入し、普段の歩行の際使用していた。

自宅において用便のため松葉杖を使用してトイレに行き、用便後トイレから出る際、松葉杖が滑つたためよろけてトイレのドアに前回受傷（業務上負傷）と同一部の右腓骨を強打したため、当初の不全骨折が完全骨折となった。

自宅での業務外の災害により、右腓骨の完全骨折となり、ギブス固定が必要となったものであるが、この完全骨折に係る医療費等は労災保険給付の対象となるか。

A1 当初の不全骨折がなければ、よろけて打撲を受けて再骨折することもなかったはずであり、かつ、療養中に生じ得べき強打する事故によって、当初の不完全骨折部を打撲したため再骨折したものであって、本件の再骨折は、当初の負傷と相当因果関係があるものと認められるので、業務上災害として保険給付の対象となる。

療養中の災害

療養中の災害については、当初の業務上の傷病と、その療養中に業務外の災害によって加重し又は増悪した傷病、ないしは業務外の災害による死亡との間に相当因果関係があるかどうかによって現在の死傷病の業務上外が判断される。

相当因果関係が認められる場合は、次のとおりであり、この二つのいずれかに当てはまる場合には、現在の死傷病も業務上となる。

- ① 「当初の業務上の傷病が生じなかっただならば、（業務外の災害も生じなかっただであろうし、この災害が生じなかっただならば）現在の死傷病も生じなかっただろう」と認められ、かつ、「当初の業務上の傷病が生じなかっただならば、かかる災害が生じたとしても、現在の死傷病は生じなかっただろう」と認められる場合
- ② 当初の業務上の傷病が生じなかっただとしても、業務外の災害は生じ得たであろうが、この災害が療養中に通常生じ得るもの又は避けられないと認められ、かつ、「当初の業務上の傷病が生じなかっただならば、この業務外の災害が生じたとしても、現在の死傷病は生じなかっただろう」と認められる場合

したがって、①と②のいずれにも当てはまらない場合は、現在の死傷病は当初の業務上の傷病と相当因果関係がないとして業務外と判断される。

※ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

令和7年度講習カレンダー【令和7年12月～令和8年3月】

講習申込は3か月前の1日からできます

HPトップページ



	講習名	月	12月	1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習					4(水) ～ 6(金)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習			28(水) ～ 29(木)		
	石綿作業主任者技能講習		9(火) 10(水)			11(水) ～ 12(木)
教特 育別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育		9(火)			
法定講習等	安全衛生推進者養成講習		11(木) ～ 12(金)			
	衛生推進者養成講習					
	安全管理者選任時研修			22(木) 23(金)		
受験準備講習	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)					4(水)
	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】				17(火) ～ 19(木)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】				17(火) ～ 18(水)	
人事労務講習等	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】				19(木)	
	実務講座	労働基準法等実務講座【2回セット】				
		育児介護休業等実務講座【2回セット】		21(水) 27(火)		
		女性活躍推進セミナー				13(金)

★講座は【2回セット】で申し込むと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。

※会員とは、東基連本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部）会員をいいます。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要な為お早めにご相談下さい】

2025/11/10現在

◇年末年始無災害運動用品販売のお知らせ◇

厚生労働省では、災害が増加する年末に「年末にむけた労働災害防止の取組みについて」と題して安全衛生対策をお願いしております。

これらを踏まえて、令和7年12月1日から令和8年1月15日まで年末年始無災害運動が行われます。

（公社）東基連中央労働基準協会支部では、健康で快適な職場環境づくりをお手伝いするため、年末年始無災害運動のポスター等を販売しております。

詳細はホームページをご覧ください。

お申込みお待ちしております。

